

意見募集開始時の審査基準改訂案から変更した点

修正箇所	修正の趣旨	意見募集時の審査基準（案）	修正
<p>第 II 部第 2 章第 5 節 2.</p>	<p>マルチマルチクレームを引用する請求項を審査対象としない理由について明確化</p>	<p>特許法施行規則第 24 条の 3 第 5 号は、審査負担の軽減を目的の一つとして、請求項の記載形式を制限するものとして設けられたものである。同条第 5 号に違反する請求項に係る発明について第 36 条第 6 項第 4 号及び特許法施行規則第 24 条の 3 第 5 号以外の要件についての審査対象とすることは、特許法施行規則第 24 条の 3 第 5 号が設けられた趣旨に反することになるだけでなく、適切な請求項の記載形式によりした出願とそうでない出願との間の取扱いの公平性を損なう一因ともなる。</p> <p>よって、同条第 5 号に違反する請求項に係る発明については、第 36 条第 6 項第 4 号及び特許法施行規則第 24 条の 3 第 5 号以外の要件についての審査対象としない。</p> <p>また、同条第 5 号に違反しない請求項であっても、同条第 5 号に違反する請求項を引用する請求項（例えば、同条第 5 号に違反する請求項を引用する単項引用形式請求項）については、同条第 5 号に違反する請求項の記載を引用して請求項を記載するものであるから、当該請求項に係る発明についても同様に第 36 条第 6 項第 4 号及び特許法施行規則第 24 条の 3 第 5 号以外の要件についての審査対象としない。</p>	<p>特許法施行規則第 24 条の 3 第 5 号は、審査負担の軽減を目的の一つとして、請求項の記載形式を制限するものとして設けられたものである。同条第 5 号に違反する請求項に係る発明について第 36 条第 6 項第 4 号及び特許法施行規則第 24 条の 3 第 5 号以外の要件についての審査対象とすることは、特許法施行規則第 24 条の 3 第 5 号が設けられた趣旨に反することになるだけでなく、適切な請求項の記載形式によりした出願とそうでない出願との間の取扱いの公平性を損なう一因ともなる。</p> <p>よって、同条第 5 号に違反する請求項に係る発明については、第 36 条第 6 項第 4 号及び特許法施行規則第 24 条の 3 第 5 号以外の要件についての審査対象としない。</p> <p>また、同条第 5 号に違反しない請求項であっても、同条第 5 号に違反する請求項を引用する請求項（例えば、同条第 5 号に違反する請求項を引用する単項引用形式請求項）については、同条第 5 号に違反する請求項の記載を引用して請求項を記載するものであるから、当該請求項に係る発明についても、<u>上記と同様の理由により</u>第 36 条第 6 項第 4 号及び特許法施行規則第 24 条の 3 第 5 号以外の要件についての審査対象としない。</p>